

箱根町まちづくりアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき都市計画に関する基本的な方針を定めた箱根町都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの具現化へ向け、町民等が地域の特性に応じたきめ細かな取組みを主体的に推進する際に専門的見地からの提言を行うため、箱根町まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 町長は、都市計画をはじめとする景観、町民活動等まちづくりに関して学識経験及び専門知識を有する者のうち相当と認める者を本人の承諾を得てアドバイザーとして委嘱することができる。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、委嘱期間満了の2月前までに町長又はアドバイザーのいずれからも特段の意思表示がない場合は、任期を2年間延長するものとし、以降も同様とする。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり施策の策定及び実施に関する助言・提言等
- (2) その他まちづくりに関する事項

(アドバイザーの派遣)

第5条 町長は、次に掲げる団体等に対し、アドバイザーを派遣することができる。

- (1) 自治会等の地域団体及び自主的にまちづくりに取り組んでいる団体又は取り組みもうとしている団体であって、次のいずれにも該当する者（以下「まちづくり取組団体」という。）

ア 主たる活動範囲が箱根町内であるもの

イ 自主的かつ継続的に活動を行うもの

ウ 政治的または宗教的活動を目的としないもの

- (2) 箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱第2条に規定する景観まちづくり協力店（以下「協力店」という。）及びその認定を受けようとする者

2 前項の団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。団体にあつては、団体及びその代表者が町税

等を滞納していないこと。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

（派遣の申請）

第 6 条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、箱根町まちづくりアドバイザー派遣申請書（第 1 号様式）により、町長に申請しなければならない。

- 2 まちづくり取組団体が前項の申請をしようとする場合は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約又はこれに準ずる図書
- (2) 活動目的、範囲等を記載した図書
- (3) 役員の名簿及び構成員の名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

- 3 協力店の認定を受けようとする者が第 1 項の申請をしようとする場合は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 店舗、事業所等の案内図
- (2) 景観への取組みを記載した図書
- (3) 建築物の概要を記載した図書
- (4) 建築物、土地等の所有状況を記載した図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

（派遣の決定）

第 7 条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨を箱根町まちづくりアドバイザー派遣可否決定通知書（第 2 号様式）によりアドバイザーの派遣を申請した者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を決定したときは、速やかにアドバイザーを決定し、箱根町まちづくりアドバイザー派遣依頼書（第 3 号様式）により当該アドバイザーに依頼するものとする。

（県警本部への確認）

第 8 条 町長は、必要に応じて申請者又は前条の派遣可否決定を受けた者が、第 5 条第 2 項第 2 号に該当するか否かを神奈川県警察本部等に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(業務実施の報告)

第9条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から30日以内にその結果を箱根町まちづくりアドバイザー派遣結果報告書(第4号様式)により、町長に報告しなければならない。

2 派遣されたアドバイザーは、派遣された日から30日以内にその結果を箱根町まちづくりアドバイザー派遣実績報告書(第5号様式)により、町長に報告しなければならない。

(報償)

第10条 アドバイザーには、予算の範囲内において1回の派遣等につき、報償費に旅費実費相当額を加算した額を支払うものとする。ただし、報償費の上限は、2万円とする。

(守秘義務)

第11条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

(箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣要綱の廃止)

2 箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣要綱(平成21年10月1日制定、以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に定める景観まちづくりアドバイザーである者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日における景観まちづくりアドバイザーとしての残任期間とする。